伊達市告示第150号

伊達市農業振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和８年10月16日

伊達市長　須田　博行

伊達市農業振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

（　以下別紙　）

伊達市農業振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊達市農業振興事業補助金交付要綱（平成18年伊達市告示第119号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

６次産業化普及推進事業	農業者等、農業者等を含む組織や団体、又は民間企業（ただし、市内の農業者等と連携した場合に限る。）	自ら生産した農産物や地域で生産された農産物を使用した新商品の加工から販売まで取り組むための経費に対する助成	別に定める審査委員会において、事業内容等を審査し、採択された事業	事業費の４分の３以内の額で1,000,000円を限度とする額（ただし、予算の範囲内とする。）
６次産業化販路拡大支援事業	農業者等、農業者等を含む組織や団体、又は民間企業（ただし、市内の農業者等と連携した場合に限る。）	過去に６次産業化普及推進事業を活用し開発した商品について、その販路拡大に取り組む経費に対する助成		事業費の４分の３以内の額で300,000円を限度とする額（ただし、予算の範囲内とする。）

」を

「

６次産業化普	農業者等、農業者等を含む組織や団体、	自ら生産した農産物や地域で生産された	過去３か年度（申請時の年度は含まな	事業費の４分の３以内の額

及推進事業	又は民間企業（ただし、市内の農業者等と連携した場合に限る。）	農産物を使用した新商品の加工から販売まで取り組むための経費に対する助成	い。）本事業の採択を受けた実績がない事業主体であること。	で1,000,000円を限度とする額（ただし、予算の範囲内とする。）
６次産業化販路拡大支援事業	農業者等、農業者等を含む組織や団体、又は民間企業（ただし、市内の農業者等と連携した場合に限る。）	過去に６次産業化普及推進事業を活用し開発した商品について、その販路拡大に取り組む経費に対する助成		事業費の４分の３以内の額で300,000円を限度とする額（ただし、予算の範囲内とする。）とし、年２回を限度とする

」に改め、同表中

「

地域構造転換対策支援事業	地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する計画をいう。）に位置付けら	地域の中核となって農地を引き受ける担い手の経営改善及び新規就農者の早期の経営発展に必要な農業用機	国・県の事業採択基準に準ずる。	国が定める定額又は事業費に国が定める補助率を乗じた額

	れた担い手等	械・設備の導入等の支援		

」を

「

地域農業構造転換対策支援事業	地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する計画をいう。）に位置付けられた担い手等	地域の中核となって農地を引き受ける担い手の経営改善及び新規就農者の早期の経営発展に必要な農業用機械・設備の導入等の支援	国・県の事業採択基準に準ずる。	国が定める定額又は事業費に国が定める補助率を乗じた額

」に

改める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の６次産業化普及推進事業に係る補助金について、令和８年度の申請に限り、過去の交付実績にかかわらず申請できるものとする。

（伊達市６次産業化普及推進事業補助金審査委員会設置要綱の廃止）

3　伊達市６次産業化普及推進事業補助金審査委員会設置要綱（令和７年伊達市告示第15号）は、廃止する。